

## 令和6年度 緊急時の学校対応について

横浜市立大道中学校

校長 笠原 一

### 1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

#### (1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で気象庁より発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

### 2 学校の対応について

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>【連絡体制強化】</p> <p>国や県からの情報を各学校に提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常通り</li> <li>情報の収集</li> <li>地域防災拠点開設に向けて施設の点検等の準備</li> <li>教職員の動員はなし</li> </ul>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）	<p>【警戒体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や県からの情報を各学校に提供</li> <li>状況によっては、教育委員会が「全市一斉休校」を判断し、各学校へ通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、通常通り ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保</li> <li>「全市一斉休校」の指示があった場合は休校。指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校・中学校ブロック等で登下校の見合わせ等の判断</li> <li>地域防災拠点開設について区役所から連絡があった場合は、校長・副校長が動員。状況に応じて体制の拡大縮小を検討</li> </ul>

### 3 大規模地震発生時の初期対応

#### (1) 大規模地震の定義

・市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき

注意：大道中が震度5強以上でない場合でも、市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

※但し、震度5強以上ではなくても、地震発生時において、次のような場合は次の(2)と同様の対応を行う。

- ①学校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合  
(京急本線・逗子線、京浜東北根岸線、横浜市営地下鉄)
- ②学校及び周辺の地域が停電となっていて、生徒を安全に帰宅させられないと判断した場合

#### (2) 大規模地震(震度5強以上)発生時の初期対応

登下校時	<ul style="list-style-type: none"><li>・近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。</li><li>・津波の恐れがある場合は高台に避難。 ※避難対象区域が含まれる町丁 六浦一～五丁目 大道一・二丁目</li><li>・揺れがおさまったら、通学路を確認し、学校か自宅の近い方に避難する。</li><li>・特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。</li></ul>
在校時	授業(部活)打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで、学校に留め置く。
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"><li>・直ちに近くの安全な場所に避難</li><li>・津波の恐れがある場合は高台に避難。</li><li>・学校へ連絡し対応を決定し、保護者に連絡。</li></ul>

#### (3) 学校災害対策本部の設置

次の場合、早期に「学校災害対策本部」を設置し、初期対応を行う。

- 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令されたとき

## 4 風水害時における対応

横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が午前6時の段階で発表継続中の場合、生徒の安全確保のため、当日は『休校』となります。

※ 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」を伴わない、その他の「警報」や「注意報」の場合は、予定通り、教育活動を実施します。

なお、保護者が安全上の判断をし、教育活動へ参加するには危険と判断された場合は、学校へ電話等で連絡をし、家庭学習をさせて下さい。保護者判断により自宅待機させる場合は欠席扱いになりません。

○登校後に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合は、安全な場所に避難し、状況をみて下校となります。

## 5 土砂災害の恐れが高まった場合の対応

「避難情報（避難指示）」が発表された場合

登下校時	<ul style="list-style-type: none"><li>・近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。</li><li>・通学路を確認し、学校か自宅の近い方に避難する。</li><li>・特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。</li></ul>
在 校 時	<b>授業（部活）打ち切り</b> 状況により、速やかに下校させるか、学校に留め置くかを判断する。
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"><li>・直ちに近くの安全な場所に避難。</li><li>・引率者は学校へ連絡し対応を決定し、保護者に連絡。</li></ul>

緊急時の情報は、メール配信にて連絡をします。メール配信登録を行っていない家庭には直接電話連絡をします。

※メール配信については、間もなく「すぐーる」に切り換えます。

それについては、改めて通知いたします。